

# ブラッシュアップ講座・サービス提供契約書

宝来幸子(以下「甲」という)及び(株)アイナル(以下「乙」という)は、乙が甲の為に提供する「ブラッシュアップ講座」(以下「本講座」という)に関し、本日以下の通り、サービス提供契約(以下「本契約」という)を締結する。

## 第1条(本契約の目的)

- 本契約は、乙が本講座を甲に提供することにより、本講座が目標としている「自分がやりたいことを商品化する」事に必要と考えられるカリキュラムおよび関連知識・技能の習得等を目的とする。
- 甲及び乙は、本講座により、実務指導又は本講座が目的としている「自分がやりたいことを商品化する」での収入を約束するものではないことを確認する。

## 第2条(本講座の内容及び期間)

- 本講座は「ブラッシュアップ講座」という名称のコンサルティングである。
- 本講座のコースはベーシック3ヶ月コース、契約期間は令和5年10月13日から令和5年1月12日までとする。

## 第3条(代金及び支払い)

- 料金は前払いとなる。
- 甲は、乙に対し、甲の申し込みの日から3日以内に、当事者欄に記載の振り込み口座に振り込む。口座振り込み方法又はインターネット上の決済代行を利用する方法により、本講座の代金として金180,000円(税込み)を乙が定めるクレジット関連決済機関を利用して支払うものとする。

## 第4条(代金未払いと本講座提供の中止)

- 甲が前条第2項の支払い期日における代金の支払いを怠ったときは、甲は直ちに期限の利益を喪失し、残代金を支払い義務が生じるとともに、乙は甲に対する本講座の提供を中止することができる。
- 前項の場合であっても、甲が支払いを再開したことを乙が確認した場合、乙は甲に対する本講座の提供を再開することができる。ただし、無払い中の期間分の延長は無いものとする。

## 第5条(中途解約及び返金の禁止)

甲及び乙は、本講座により提供される商品及び役務が情報商材としての性質を有するため、返品および中途解約できないものであることを確認し、甲は情報商材及び役務の性質上、本講座の受講開始後に本契約を中途解約することができないこと、および中途解約による返品及び返金を求めることができないことを承諾する。

## 第6条(商品の配送等)

乙は、本講座の受講に付随して商品の配送が必要な場合は、甲に対し、商品を配送する。

## 第7条(商品の交換)

甲は、乙から配送された商品(書籍を除く)に瑕疵があった場合、未開封・未使用の商品に限り、商品を受領した日から8日以内に乙に連絡することにより、乙に対し、商品の交換を求めることができる。

## 第8条(確認事項)

甲は、以下の事項について承諾する。

- (1)本講座を受講した効果や本講座において示された表現の再現性については個人差があり、必ずしも本講座により利益や効果が生じるわけではないこと
- (2)甲は甲の本講座の受講に際し、乙が必要と認めるときは、医師の診断書を提出しなければならないこと
- (3)乙が本講座の受講風景をカメラ等により撮影・録画し、録画した映像を乙が乙のホームページ上で各種広告、教材等として利用すること
- (4)本講座により提供される商品、内容等に変更があり得ること
- (5)本講座は、本契約締結時におけるZOOM、Facebook、LINE、Instagram等の仕様にに基づき提供されるものであり本契約期間内によるZOOM、Facebook、LINE、Instagram等による仕様変更があった場合であっても、甲は第3条に定める代金の支払い義務を負うこと

## 第9条(受講の承諾及び拒否)

本契約締結後、甲が以下の項目の一つにでも該当することが判明した場合、乙は本講座の提供を拒否又は中止することができる。

- (1)甲が以前に、乙の利用規約違反等により、乙から契約解除又はサービス等の利用取り消し等を受けていた場合
- (2)甲が、乙に対する返金の申し出により返金を受けたことがある場合
- (3)甲の申込内容に虚偽が含まれているその他の不正行為があった場合
- (4)甲が身体的または精神的な疾患を保有しており、本講座を十分に受講できる状態でない場合
- (5)その他乙が甲を本講座の受講生とすることを不適切と判断した場合
- (6)(5)と判断し退塾が必要と判断した場合は受講期間に関わらず受講費2割を乙は甲に返金し退塾をさせることができる

## 第10条(禁止行為)

1. 甲は、以下の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1)他の受講者若しくは乙の関係者に迷惑をかける行為又は本講座の進行を妨げ若しくは批判・誹謗中傷する行為
- (2)本講座の受講中に途中退席、途中退塾した場合の受講料の返金請求
- (3)本講座を通じて、若しくは本講座に関連して、営利を目的とした行為若しくは受講者を勧誘する行為(ネットワークビジネス、宗教勧誘等含むが、これに限られない)またはその準備行為
- (4)法律に違反する行為または違反する恐れのある行為
- (5)その他乙が不適切と判断する一切の行為

2. 甲が前項各号に該当する行為を行った場合、乙は、甲に対し、本講座の提供を拒否することができる。

## 第11条(個人情報の取り扱い)

1. 乙は、乙の製品の発送、代金の決済、新商品及びサービス等に関するお知らせ、商品開発、マーケティング活動のために甲の個人情報を利用できるものとし、乙は、本目的に必要な範囲で甲の個人情報を第三者に提供する。
2. 乙は、前項に規定する場合又は法令等に基づく場合を除き、甲の承諾なく、甲の個人情報を第三者に提供しない。
3. 甲は乙に対し、乙が保有する甲の個人情報の開示を求めることができる。
4. 甲は、乙から開示された甲の個人情報に誤り等があった場合、乙に対し甲の個人情報の訂正および利用の停止を求めることができる。

## 第12条(譲渡等の禁止)

本契約に基づいて本講座の提供を受ける権利は甲のみに帰属するものであり、甲は乙の書面による同意なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を譲渡してならず、または本講座につき、第三者に対して頒布、販売、譲渡、貸与、使用承諾件の設定、その他第三者に本講座の提供を受けさせる一切の行為を行ってはならない。

## 第13条(知的財産権)

1. 本講座を構成する又は本講座に付随するすべてのプログラム、ソフトウェア、作成画像、サービス、手続き、商標、商号及びそれに付随する技術全般は、乙が権利を付与する第三者に帰属するものとする。
2. 甲は乙から本講座に関して提供される情報またはファイルのすべてにつき、本講座を受講する目的又は本講座において許諾された方法のみで使用できるものとし、それ以外の方法(複製、頒布、譲渡、自動公衆送信等を含むが、これに限られない。)によっては一切使用することはできないものとする。
3. 甲は、事前の乙の書面による同意なく、いかなる方法においても、第三者をして、本講座等を通じて提供される情報またはファイルの全てについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとする。
4. 甲は、甲が本講座の一環として作成したものにつき、第三者の著作権その他の権利を侵害しない。
5. 本条の規定に違反して第三者との間に紛争が発生した場合、甲は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、乙をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとする。

## 第14条(免責)

1. 甲は、乙が本講座を提供するに際し、甲が本講座の受講中に負傷した場合や、本講座の受講後に心身の変調をきたした場合その他本講座の受講中に不慮の事故が発生し甲が損害を負った場合であっても、乙の故意又は重過失に基づいて生じた場合を除き(この場合の損害賠償請求額は乙が受領した代金を上限とする。)乙に対し、損害賠償請求額または費用償還請求を行わないものとする。
2. 本講座は、本契約締結時におけるZOOM、Facebook、LINE、Instagramなどの仕様に基づき提供されるものであり、乙はZOOM、Facebook、LINE、Instagramなどの仕様変更その他の乙の責任に帰することができない事由によって甲に発生した損害についての一切の責任を負わない。
3. 本契約期間内にZOOM、Facebook、LINE、Instagramなどによる仕様変更があった場合であっても、乙は甲に対して、本講座の内容を超えて当該仕様変更後に関する新たな情報提供をする義務を負わない。

## 第15条(損害賠償)

1. 甲が本契約に違反し又は不正行為により乙に対し損害を与えた場合、乙は甲に対し、損害賠償請求ができるものとする。
2. 甲が本講座の利用・購入により第三者に対し損害を与えた場合、甲は自己の責任でこれを解決するものとし、乙はいかなる責任も負担しないものとする。

## 第16条(反社会勢力の排除)

1. 甲及び乙は、互いに自からが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準備構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってすると不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、互いに、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5)その他各号に準ずる行為3.甲又は乙は、相手方が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに

該当することが判明し、もしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は本条第1項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らかの勧告をせず本契約を解除することができるものとし、相手方はこれにより生じた損害について何らかの請求をしないものとする。

#### 第17条(管轄裁判所)

本契約に関して紛争を生じたときは、東京裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第18条(協議事項)

本契約に定めのない事項、および本契約書の各条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上解決するものとする。本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

契約締結日:令和5年10月13日

(甲)

住所:

電話番号:

名前:

(乙)

住所:名古屋市中区千代田三丁目1番24号

電話番号:090-1720-7508

(株)アイナル

代表取締役 大野康子